

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>町田市非常勤職員の報酬等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下<u>同じ</u>。）の報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>非常勤職員</u>に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める<u>非常勤職員</u>の種別に対応する額を超えない範囲内において、別表第2に定める勤務態様に対応した支給単位により、あらかじめ市長と協議して任命権者が定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項により報酬の額を定める場合には、<u>非常勤職員</u>の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「<u>職員</u>」という。）の報酬、費用弁償<u>及び期末手当</u>の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>職員</u>に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める<u>職員</u>の種別に対応する額を超えない範囲内において、別表第2に定める勤務態様に対応した支給単位により、あらかじめ市長と協議して任命権者が定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項により報酬の額を定める場合には、<u>職員</u>の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(報酬の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p>

4 非常勤職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、町田市規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。

（費用弁償）

第4条 非常勤職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2・3 略

4 非常勤職員で市外に住所を有するものうち、任命権者があらかじめ市長の承認を得た者については、費用弁償として所定の公務を行うために必要とする鉄道賃又は車賃の実費を支給する。

5 略

（期末手当）

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2・3 略

（勤勉手当）

第6条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

4 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、町田市規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。

（費用弁償）

第4条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2・3 略

4 職員で市外に住所を有するものうち、任命権者があらかじめ市長の承認を得た者については、費用弁償として所定の公務を行うために必要とする鉄道賃又は車賃の実費を支給する。

5 略

（期末手当）

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2・3 略

2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、任期が満了し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において、会計年度任用職員が受けるべき正規の勤務時間における勤務に対する報酬の月額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれその基準日現在において、会計年度任用職員が受けるべき正規の勤務時間における勤務に対する報酬の月額に、給与条例別表第8の第18条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員（給与条例第18条第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）に適用される職員の区分に応じた割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一部差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第7条 略

別表第1（第2条関係）

額の種別	日額	月額	時間額
非常勤職員の種別			
医療業務に従事する者	略	略	略
一般業務に従事する者	略	略	略

（委任）

第6条 略

別表第1（第2条関係）

額の種別	日額	月額	時間額
職員の種別			
医療業務に従事する者	略	略	略
一般業務に従事する者	略	略	略

（町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>

(1) ～ (5) 略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条に規定する場合に該当すること。

(7) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(1) ～ (5) 略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4に規定する場合に該当すること。

(7) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。